

シンガポールにおける顧客 に好まれない商標および顧 客に好まれる商標



イヴォンヌ・タン弁
護士



ジャスウィン・コ
ー・コーサ弁護士

Drew & Napier LLC, Intellectual Property

Drew & Napier LLC は 1889 年の創設以来 130 年以上にわたり、各時代とクライアントのニーズに応じた質の高いリーガルサービスを提供し続けている総合法律事務所である。イヴォンヌ・タン弁護士は、知的財産に関して 20 年以上の法律経験があり、クライアントには多国籍企業も含まれ、主な分野は商標、著作権侵害で、模倣品の刑事捜査も取り扱ってきた専門家である。ジャスウィン・コー・コーサ弁護士は、商標、著作権の侵害訴訟、商標異議申立、無効・取消訴訟を多数経験しており、また、クライアントへブランド戦略やライセンス等の企業知財問題についてアドバイスを行う専門家である。

【概要】

商標の選定に関しては法規定、および、政治、宗教、文化、伝統、生活様式等によって形成されるシンガポールの社会的習慣、需要者の認識、あわせて商標が使用される商品や役務との関係等を総合的に考慮しなければならない。シンガポールは多民族国家であり、様々な宗教が存在し、人種や宗教に基づく差別や、人種間・宗教間の不和を煽る可能性のある商標は、深刻に受け止められる可能性がある。本稿では、シンガポールにおける、顧客に好まれない商標および顧客に好まれる商標について解説し、シンガポールに事業進出しようとする企業の実務者の参考になることを希望する。

【詳細及び留意点】

1. 顧客に好まれない商標、または慣習として相応しくない商標

(1) 顧客に好まれない商標に関連する法規定

シンガポールにおける法律は、1998 年シンガポール商標法（以下、「商標法」という。）である。商標法第 7 条は、商標登録の絶対的拒絶理由を規定しており、政治、宗教、文化、伝統、生活習慣を理由とした社会的な慣習によって、顧客に好まれない、または慣習として相応しくない商標に関連した規定として、第 7 条

(4)(a)は、「公序良俗に反する商標は登録してはならない」と規定している。この規定は、広義であり、何が公序良俗に反するかについての定義はない。さらに、シンガポールには、公序良俗に反すると主張された商標を争点とした裁判例は現時点で存在しない。

(2) 公序良俗違反の審査に適用されるテスト

商標法第 7 条(4)(a)に関する基準はないため、第 7 条(4)(a)は、政治、宗教、文化、伝統、生活様式等によって形成されるシンガポールの社会的習慣を考慮するものと考えられる。

ある商標が、需要者に好まれるかあるいは好まれないかは、一般に主観的なものであり、個人の嗜好に委ねられるが、本条は、政治的、宗教的、文化的、伝統的等によって形成されるシンガポールの社会的習慣を考慮し、シンガポール国民の大多数から嫌われる／好まれない商標が、広まることを防ぐことを目的としている。

このことを考慮して、シンガポール知的財産庁（以下、「IPOS」という。）は、「公序良俗または道徳に反する標章」（IPOS 2022.11）を公表し、審理調停部（Hearings and Mediation Department（以下、「HMD」という。））において、登録官が審査または決定を行う際に適用するテストを提唱している。

登録官は、言語に関する自らの知識と、その言語がどのように使用され得るかについての自らの見識を利用することができるが、登録官が、何らかの道徳的基準を押し付けることのないように、このテストが適用される。したがって、ハレルヤ商標[1976]RPC 605 号における「登録官は、他者が明確な指針を示した場合にのみ、それに従うべきであり、…恣意的な基準を設定するようなことをしてはならない。」とする審問官の意見が参考とされている。

このテストで適用されるのは、一般的に以下の項目である。

- (a) シンガポールの社会、言語、文化に関する状況を考慮する。
- (b) 関係する公衆における商標の主要な意味と、出願人の意図する意味を考慮する。
- (c) 商標が使用される商品または役務を検討する。
- (d) その商標が、怒りや非難を引き起こす可能性があるか検討する。

(3) 顧客に嫌われる、または好まれない商標の種類

これらを考慮し、IPOS は、公序良俗に反する可能性のある商標のカテゴリーを例示列挙している（IPOS「公序良俗または道徳に反する標章」）。これらは、シンガポールにおいて公衆に好まれない／好まれていないと推定される商標の一般的なカテゴリーであり、次のとおりである。

- (a) 宗教的な意味合いを持つ標章
- (b) 人種的、民族的、宗教的、性的侮蔑を含む標章
- (c) 冒瀆的な内容を含む標章
- (d) 下品な内容を含む標章
- (e) 性的な内容を含む標章
- (f) 皮肉を含む標章
- (g) 違法行為を示唆または助長する標章

(a) および (b) は、シンガポールの多民族、多宗教の風土を考慮したものであり、(c) から (f) は、比較的保守的なシンガポールのライフスタイルを表していると考えられる。

(4) 顧客に嫌われる、または好まれない商標の変化

前述したように、シンガポールの政治的、宗教的、文化的、伝統的な風土を考慮すると、シンガポール国民の大多数が比較的保守的なスタンスを取れば、上記(c) から (f) に該当する商標は、顧客に嫌われるかまたは好まれない、あるいはそれに該当する可能性があり、不利な見方をされるおそれがある。

しかし、このような社会的状況は、停滞しているわけではなく、変化する可能性がある。ある時期には不快に感じていた特定の国民層が、現代ではもはやその内容に不快感を感じないかもしれないし、あるいはその内容を受け入れるかもしれない。例えば、上記の「(e) 性的な内容」のカテゴリに関しては、性的な表現が受け入れられるようになったことは確かである。

数年前であれば、大多数の国民から嫌われ、あるいはモラルに反するとみなされ、実店舗の看板や公共スペースの広告等に使用されると不快に思われたかもしれない商標であっても、今日では、IPOSによって登録され、ソーシャルメディアやストリーミング・プラットフォームで公然と宣伝されている商標も現実に存在する。

(5) 今後も顧客に嫌われる、または好まれないと考えられる商標

シンガポールは多民族国家であり、様々な宗教が存在し、人種や宗教に基づく差別や、人種間あるいは宗教間の不和を煽る可能性のある事柄は、深刻に受け止められている。したがって、そのような内容の商標は、社会的な習慣に関わりなく今後も顧客に嫌われる、または好まれない商標といえる。

このような商標は嫌われる、または好まれない可能性が高だけでなく、シンガポールでは、そのような標章を目視できる形式で表現することは、シンガポール刑法でも禁止されており、その行為は犯罪とされる場合があり得るので十分注意が必要である*1。

*1 1871年シンガポール刑法第298A条は「話し言葉、書き言葉、標識、目に見える表現、その他により、人種を理由に、異なる集団間の不調和、敵意、憎悪、悪意を故意に助長する者、または助長しようとする者は、禁固刑に処する...」と規定されている。

2. 顧客に好まれる商標

政治、宗教、文化、伝統、生活様式等によって形成されるシンガポールの社会的習慣に基づくとはいえ、どのような商標が顧客に好まれるかは、一般に顧客の主観によるものである。また、その商標を使用する商品もしくは役務の市場における状況、またはその商品を購入する顧客層によって変化すると考えられる。ここでは、

一般的な傾向にはなるが、シンガポールにおいて顧客に好まれる商標として、次のような事例を挙げる。

(1) シンプルで洗練されたデザインによる商標

シンガポールでは、シンプルで洗練されたデザインが好まれる。直線やシンボルマークを使用したミニマルなデザインによる商標は人気がある。以下の商標は、アジアで有名なシンガポール企業の社章・商号を登録した商標である。



Reg#L9900211F



Reg#T0002794I

(2) ポジティブなイメージを表現するシンボルを含む商標

シンガポールでは、ポジティブなイメージを表現するシンボルが好まれる。例えば、繁栄や幸運を象徴するシンボル（小物、飾り、文様など）が、商標やロゴに使用されることが頻繁にある。

(3) 国際的に理解が容易な商標

シンガポールは、国際的なハブとして機能している国であるため、英語を含む商標や図形のみからなる商標など、異なる文化や言語圏でも理解されやすい商標が好まれる傾向にある。

シンガポールでは、トップブランドに関する調査が行われているが、この調査結果はブランドの経済的な価値に基づいており、商標そのものの魅力やそれが広く受け入れられている結果であるとは直ちには言えず、シンガポールにおいて顧客が好む商標について一概にはいえない。

上記はあくまでも一般的な傾向であるから、個別の具体的な商標の選択については、シンガポールの商標を専門とする弁護士に相談することを推奨する。

【ソース】

- ・ 1998 年シンガポール商標法（英語）

<https://sso.agc.gov.sg/Act/TMA1998>

- ・ 1998 年シンガポール商標法（日本語）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-shouhyou.pdf>

- ・ 「公序良俗または道徳に反する標章」 IPOS（2022.11）

[https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/infopacks/9-marks-contrary-to-public-policy-or-morality-\(nov-2022\).pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/infopacks/9-marks-contrary-to-public-policy-or-morality-(nov-2022).pdf)

- ・ 1871 年シンガポール刑法第 298A 条

<https://sso.agc.gov.sg/Act/PC1871?ProvIds=pr298A->

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)